

令和4年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験の
筆記試験（高等学校商業）における得点調整について

令和3年7月17日に実施した標記試験において、下記のとおり、高等学校商業の問題の一部に誤りがあることが判明したことから、当該問題の受験者全員に対して点数を与えることとしましたのでお知らせします。

このようなことがあったことについて、心よりお詫び申し上げます。

記

1 対象とする問題 高等学校 商業 3 (3)

(3) 特定商取引法に関する記述として適切でないものを次のア～エから1つ選び、その記号を書きなさい。

- ア この法律の対象となる取引類型には、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売など6つの類型がある。
- イ 一定期間は無条件で契約や取引を解約できるクーリング・オフという制度を定めている。
- ウ 電話勧誘販売にはクーリング・オフに関する規定はない。
- エ 通信販売にはクーリング・オフに関する規定はない。

2 誤りの内容

4つの選択肢から1つを選ぶ問題において、正解が2つあったもの。問題が成立せず、解答を導き出すことができない。

3 対応

当該設問につきましては、高等学校商業の受験者全員に加点（1点）することとします。

4 合否への影響

当該試験について得点調整をしない場合とした場合の双方の結果について得点を比較しましたが、その結果に影響はなく、一次試験の合否への影響も認められませんでした。